

事業

骨髄移植等により免疫を消失した者への予防接種再接種費用助成 について

概要：感染症の発生及びまん延の予防や子育てに係る費用の負担軽減を図るため、骨髄移植等の後に定期予防接種の再接種を受ける子どもの保護者への支援を実施します。

■対象者

次の全ての要件を満たす方を対象とします。

- (1) 骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されている方
- (2) 予防接種の再接種を受ける日において那須塩原市に住所を有する方
- (3) 20 歳に達するまでに再接種を受ける方（ただし、BCG は 4 歳未満、小児用肺炎球菌は 6 歳未満、ヒブは 10 歳未満、4 種混合は 15 歳未満での再接種とします）
- (4) 国内に所在する医療機関で再接種を受ける方

■対象となる予防接種の種類

次の全ての要件を満たす予防接種とします。

- (1) 予防接種法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病に係る定期予防接種の再接種であること
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則に規定するワクチンであること

■手続き

- (1) 対象となる予防接種について事前に市へ申請し、認定を受ける
- (2) 医療機関で再接種を受ける（費用は一時自己負担となります）
- (3) 助成金交付申請書を市に提出

■助成金額

予防接種の再接種に直接かかった費用を助成。（ただし、市と一般社団法人那須郡市医師会との委託契約額を上限）

■スケジュール

平成 31 (2019) 年度からの実施を予定し、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日以降に受けた再接種から適用します。